

<電力移出県等交付金相当部分>

●交付対象者

以下の2点を同時に満たしている都道府県

- ・都道府県内の発電電力量が、都道府県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていること。
- ・誘導地域の面積の和が当該都道府県の総面積の50%以上。

(交付限度額の一部は、都道府県から発電用施設の所在市町村及び隣接市町村等に「市町村枠」として交付されます。ただし、電力量によっては「市町村枠」が設けられないこともあります。)

●交付期間

発電施設等の着工翌年度～運転終了まで

●交付限度額

下記の基本単価表に従い、移出電力量(発電電力量と消費電力量の差)当たりの一定額が交付されます。

$$[\text{移出電力量} = \text{道府県内発電電力量} - \text{道府県内消費電力量}]$$

$$[\text{交付限度額} = \text{移出電力量(MWh)} \times \text{交付単価}] \quad (\text{※交付単価は27円})$$

・発電電力量の算定方法

商業用原子力発電施設は「実績発電電力量」を用います。その他の発電施設については、発電施設の出力を基にした「想定発電電力量」と、実際の運転実績である「実績発電電力量」を、下記の計算式により合算して算定されます。

* 原子力発電施設

$$[\text{計算式} : \text{発電電力量} = \text{実績発電電力量}]$$

* 地熱・水力・火力発電施設

$$[\text{計算式} : \text{発電電力量} = \text{想定発電電力量等の} 1/3 + \text{実績発電電力量の} 2/3]$$

(※実績発電電力量は、交付年度の2会計年度前の運転実績を用いる。)

(※着工年度から運転開始翌年度までは、出力を基に実績発電電力量を算出する。)

・初号機が設置される地点への割増措置

出力50万kWh以上の商業用原子力発電施設の初号機(市町村において初めて設置される原子力発電施設をいう。)が設置される地点を含む都道府県については、着工年度から5年間に限り、毎年度10億円が割増交付されます。